

平成25年度第1回佐倉市環境審議会

(公開)

会議概要

日 時 平成26年1月29日(水) 13時30分~15時00分

会 場 佐倉市役所議会棟2階第3委員会室

出席委員(9名)

本橋会長 ((財)印旛沼環境基金 上席研究員)

中村副会長 (敬愛大学国際学部教授)

楠委員 (公募市民)

川村委員 (公募市民)

友崎委員 (公募市民)

*大崎委員 (佐倉市校長会 会長)

今橋委員 (東邦大学名誉教授)

斎藤委員 (いんば農協協同組合 佐倉地区女性部 部長)

井野口委員 (佐倉商工会議所 女性会)

*は新委員

欠席委員(3名)

小田委員 (公募市民)

石川委員 (印旛市郡医師会)

原委員 (東京情報大学総合情報学部教授)

事務局 環境部: 渡辺部長

環境保全課: 竹本課長・菅沼副主幹・大塚主査補

担当課 生活環境課: 高橋課長・竹本主査・八角主査補

書記 環境保全課: 中村主任主事、生活環境課: 竹田主事

傍聴人 なし (定員8名)

会議次第

1 開会

2 市長あいさつ

3 新委員紹介

4 職員紹介

5 内容

(仮称) 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について(報告)

6 閉会

会議内容

司会進行：事務局

皆様、こんにちは。本日は、お疲れ様でございます。私は環境審議会の事務局を担当しております環境保全課の竹本と申します。よろしくお願ひいたします。

開会前に、本日の資料について確認をいたします。はじめに、事前に配布させていただきました実行計画案の差し替えをお願いいたします。差し替え用のページにつきましてはお手元に2枚配布してございます。ご確認をお願いいたします。18、19ページと24、25ページの2枚の差替えをお願いいたします。

引き続き、資料の確認をいたします。差し替え用ページの他、①次第、②席次表、③委員名簿、④傍聴要領、⑤事前に提出のあった意見書、をお配りしてございます。過不足等ございましたら事務局にお申し付けください。

また、本会は佐倉市情報公開条例第28条により公開となっております。ここまででは傍聴の方はお見えになっておりませんが、開会までにおいてになればご入室をいただきます。

定刻までしばらくお待ちください。

1 開会

【司会(事務局)】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成25年度第1回佐倉市環境審議会を開催いたします。

2 市長あいさつ

【司会(事務局)】

審議会開催にあたりまして、佐倉市長より、ごあいさつ申し上げます。

【市長】

皆さん、あらためましてこんにちは。市長の蕨 和雄でございます。

本日は、大変お忙しい中、佐倉市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

地球温暖化対策につきましては、平成17年2月に発効いたしました京都議定書の第一約束期間が平成24年末をもって終了しております。そして我が国は、京都議定書の第二約束期間には参加はしておらないわけでございますけれども、国連気候変動枠組条約のカンクン合意というのがございまして、引き続き、地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

佐倉市といしましては、温室効果ガスの削減に向けて、平成20年3月に地球温暖化対策地域推進計画を策定してございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画の策定が義務づけられておりまして、これがまだ未策定になっておりました。この計画は市役所が市内の一事業者として、事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減を図るために策定する計画でございます。

この度、計画の素案ができましたので、審議会の委員の皆様方に忌憚のないご意見を賜りたいと考えているところでございます。そしてまた、審議会の諮問事項ではないということではございますけれども、委員の皆様方のご意見を踏まえて、最終的な策定作業に入りまして、そのご意見を反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞ、様々なご意見をお願いいただきたいと考えております。

結びに、皆様には、今後とも本市の環境保全にご理解、ご協力を賜り、様々なご指導をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本日は誠にご苦労さまでございます。

【司会(事務局)】

ありがとうございました。市長は、この後、公務のため退席させていただきます。

3 新委員紹介

【司会(事務局)】

それでは会議次第により進めさせていただきます。

新委員を紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

本日、識見者の選出区分といたしまして、大崎委員にご出席をいただいております。

大崎委員は、佐倉市立井野小学校長であり、佐倉市校長会からの選出を受け、平成25年5月1日から、前任の茅野委員の残任期間をお引き受けいたしております。

大崎委員から自己紹介をお願いいたします。

【委員】

皆様、はじめまして。私は佐倉市校長会からの選出により委員として委嘱を受けました井野小学校の大崎と申します。市内小学校23校、中学校11校、幼稚園1園、35名で組織している校長会でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

4 職員紹介（計画担当課紹介を含む）

【司会(事務局)】

ありがとうございました。

次に職員紹介にうつります。自己紹介で行います。

環境部長 渡辺

事務局 環境保全課長 竹本

事務局 環境保全課 環境政策班長 菅沼

事務局 環境保全課 環境政策班 大塚

【司会(事務局)】

続きまして、本日の報告内容を担当しております生活環境課職員より自己紹介いたします。

担当課 生活環境課長 高橋

担当課 生活環境課 生活環境班長 竹本

5 内容

(仮称) 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定について(報告)

【司会(事務局)】

それでは、内容に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。委員定数12名のところ、ご出席は9名でございます。それでは内容にはいります。本会の進行につきましては、佐倉市環境審議会の本橋会長にお願いいたします。

【会長】

こんにちは、私、本橋でございます。よろしくお願ひいたします。

本日のこの審議会は、先ほど佐倉市長が言われておるよう、諮問された議題を審議するのではなくて、あくまでも市当局が策定した佐倉市地球温暖化対策実行計画の報告と、その計画に対するご意見やご提案を審議会の皆様から頂くことを目的に開催するものでございます。この意味では正式な審議会ではありません。

にもかかわらず、審議会という名の下で報告会を開催することの意味は、あらかじめ委員の皆様に配布いたしました、(素案)第一次佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の1ページ、第1章第1項の計画策定の目的に記載してありますように、「本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定され、そして、本計画の実施状況を点検・公表することによって、市民、事業者等の意識の高揚を図り、地球温暖化対策を地域から積極的に推進していくことを目指す。」という観点であります。

要するにこの審議会の委員の皆様は、市民、それから事業者、学識者のそれぞれから選出された代表者によって構成されていることから、幅広い意見等を頂けるものと開催されたと理解していただければと思います。

しかし、ある反面において意地悪く見方を変えれば、この審議会の委員の皆様が日常、地球温暖化に対して、どの程度の認識をお持ちなのか試されているような会議でもあります。何れにしても大所高所からご意見を頂けるようお願いいたします。

【会長】

では、これから報告会を行ないます。

着席して進行させていただきます。

はじめに、本会は、「個人情報を扱わない限り原則公開」とし、会議録については「要録とする」旨、前回会議で決定しておりますことから、この場でお知らせいたします。

なお、会議録署名人については、今回は「川村委員」と「友崎委員」に指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第5の、「(仮称) 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」について、担当課からの報告を求めます。

【担当課】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

報告の内容でございますが、(仮称) 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) の策定について、でございます。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の 第20条の3第1項によりまして、佐倉市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減の目標を設定しまして、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるもので、すべての地方公共団体において策定義務があります。本日、素案を策定いたしましたので、報告をさせていただきご意見を頂戴したいと思います。

計画の素案でございますが、(仮称) 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) の計画のタイトルは第1次佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) にしてございます。

続きまして、目次になりますけれども、計画は第1章 本計画の目的及び位置づけ、第2章 計画の目標、第3章 取組方針、第4章 計画の進行管理の4章により構成されています。本計画の詳細につきましては、担当班長より説明いたします。

今後のスケジュールでございますが、本日ご意見を頂戴したのち、府内の政策調整会議にかけまして、パブリックコメントを行ったうえで策定を予定してございます。

それでは、詳細については担当班長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

【担当課】

生活環境課の竹本から、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

素案の1ページ、こちらは計画策定の目的ですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画ということで策定するのですけれども、佐倉市役所が係わるものとして、エネルギーの使用の合理化に関する法律、省エネ法と言われています、佐倉市の場合、この省エネ法でエネルギーの使用量等を一定規模以上ということで、国に定期的に報告する義務があります。あと、エネルギー原単位は年平均1%低減させる努力目標が特定事業者ということで課せられておりまして、そちらの省エネ法の関係も、この計画の中に併せ持つものとして考えております。

位置づけとしましては2ページの図1です。省エネ法と地球温暖化対策推進法、あと、佐倉市の環境基本条例など、他の計画等の下に位置付けられるものとなっております。

続きまして、3ページ、今までの温室効果ガス排出量をグラフにしてございますが、平成23年度は平成22年度から大幅に削減されているのですけれど、これは東日本大震災の後、電力使用制限令とか節電をしないと罰金を科せられるような状況等がありまして、佐倉市の庁舎、公共施設の節電ということで、照明を外したり、いろいろな取組みがありまして、あと、震災の影響でしばらく使用を中止していた施設等もございまして、平成22年度から平成23年度ではグラフのような結果で、大幅に削減しております。平成22年度は、平成21年度から一旦増えているのですけれども、こちらの分析としては、平成22年度は猛暑日とか最低気温が25度以上の日とか、気候的に暑い日が多くたったということで、冷房等による電力の使用が多かったと考えております。猛暑日ですと平成21年度は0日で、平成22年度は21日が佐倉で観測されております。最低気温25度以上の日も、平成21年度は4日、平成22年度は16日という結果になっております。平成23年度と平成24年度は、平成22年度より少ない日数が記録されております。

続きまして、4ページ、佐倉市役所としての温室効果ガスですが、表1にありますとおり圧倒的にCO₂が割合的には99.7%を占めております。その中でも5ページの排出要因でみますと、電力が割合的に多い形になっております。

6ページの基本的事項ですが、計画期間は、佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の終了期間と合わせて、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。基準年度は、平成25年度は排出量の数字が確定しておりませんので平成24年度とします。但し、省エネ法の定期報告の最初の基準が平成21年度から年平均値1%を削減する努力目標を課せられておりますので、それも考慮して目標設定をします。対象範囲は市が行う事務事業で、これの中には教育委員会や水道部、指定管理者制度により運営している施設も対象とします。対象とする温室効果ガスは、種類はありますけれどもCO₂とします。

では、8ページの計画の目標ですが、平成24年度を基準年度として平成29年度までで1%以上の削減を目指します。これは、省エネ法で1%削減の基準となっている平成21年度比では8%以上の削減という形になります。図5のグラフを見ますと、平成21年度から8%以上削減という場合に、平成29年度の目標、グラフですと11,958と出ていますけれど、平成24年度からの基準でその数字を達成するには1%の削減という形になります。

続きまして、9ページの取組方針です。(1)から(4)まで、エネルギー使用量の削減、公用車の利用による取組み、公共施設の整備、管理、運営、あと職員の意識向上で、達成するためには、すべての職員がその意識をもって取り組む必要があるということです。

10ページからは具体的な取組で、こちらは府内の検討のための研究会などで、各所属の意見を、会議を開いて調整して作成しております。

続きまして、15ページの計画の進行管理ですが、PDCAサイクルの計画、実行、点検評価、見直しのサイクルで、Cの点検評価でエネルギー使用量からCO₂排出量を算定しまして、達成度の分析を行い、見直し等をして繰り返していく形にしております。

以下は参考資料になりますけれども、23ページ以降の参考資料4なのですが、こちらは、これまで佐倉市役所として取り組んできているものをまとめて載せさせていただいております。

最後の28ページが、この実行計画の推進体系を載せております。以上、簡単ではありますご説明させていただきました。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

ただ今の報告に対して、ここで質疑応答に入るのですけれども、その前に事務局にお尋ねしますが、委員の皆様から事前に意見等を頂戴しているはずですので、その説明をお願いいたします。

【担当課】

生活環境課の八角と申します。委員から事前にご提出いただきましたご意見について、説明させていただきます。

事前に5名の委員からご意見を頂いておりまして、委員から頂いたご意見について回答したいと思います。要約した形でご意見を述べさせていただきます。

まず、「職員の意識統一と努力で実現できると期待している」というご意見。そして、「施設を利用する市民も共通認識を持って官民一体の協同事業でかかりたい。」とのことです。

この回答につきましては、地球温暖化の対策は、行政のみではできません。市民・事業者・行政の三者が協働して対応することが必要だと思っております。実行計画（事務事業編）は佐倉市役所という一事業所としての取組みではございますが、市民と事業者の見本となるよう行動してまいりたいと考えております。

次に、委員からご意見を頂きました。こちらも要約した形でご意見をご紹介いたします。「PDCA管理による進捗状況の公表の実行はお願ひいたします。質問としては、進捗管理公表にあります「環境白書」の発行予定をお聞かせください。26年4月30日までの委嘱状の件の対応もお願ひいたします。」

こちらにつきまして、まず、PDCAの進捗の公表につきましては、年1回を考えております。公表は、主として佐倉市ホームページや環境白書への掲載を考えておりますが、概要版を「こうほう佐倉」に掲載することもできるかと考えております。

なお、環境白書発行予定の件と、来年度の委嘱状の件につきましては、事務局である環境保全課から回答させていただきます。

【事務局】

環境保全課菅沼です。ただ今の委員からのご意見に対し回答いたします。環境白書の発行につきましては、毎年1月下旬に前年度の実績を作成して公表する形をとっております。現在ですと平成24年度の実績をまとめたものを公表している状況でございます。環境の現状や保全事業の概要をまとめたものでございまして、その中で本計画の進捗管理を併せてしていくということで進めさせていただきます。

続きまして、委員から委嘱状に関するご意見でございます。本審議会委員の皆様におかれましては、2年間の委嘱期間ということで、この平成26年4月30日までの委嘱をさせていただいております。本審議会委員は2年の委嘱期間の満了とともに改選されることとなりまして、識見委員と団体委員と市民委員の3種類の構成からなっておりますけれども、市民委員の皆様におかれましては一般公募という形をとらせていただいております。毎回3月中旬から3月の下旬までの募集期間を設定しておりますが、この度も4名の委員を募集する予定で現在、事務を進めているところでございます。その他の委員におかれましては、団体委員の方々は各団体からの推薦を頂いており、識見委員である大学の先生等におかれましては、承認をいただいている形でございます。

【委員】

ということは、環境白書の平成24年版は、今はあるのですか。

【事務局】

現在、作成してございます。

【委員】

35号ですか。

【事務局】

最新版は36号です。これは、平成24年度の実績をまとめた平成25年版となります。

【委員】

環境審議委員をやっているため、これを読んだのですが、委嘱のあとも委員には配布して欲しかったです。市のホームページを見てはいるのですが、環境白書については最低でも市民目線で見ている私たちには送って欲しかったです。

【会長】

よろしいですか。では、担当課は説明を続けてください。

【担当課】

続きまして、説明をさせていただきます。

本日ご欠席ではございますが、委員のご意見にお答えいたします。

「今回の事務事業編の趣旨とは異なりますが、佐倉市全体として温室効果ガス排出量を削減することは最優先ではあるが、併せて、二酸化炭素を吸収する森林など植生域の保全や復元等も重要な事項です。市全体として、二酸化炭素の排出と吸収の収支を改善する方向を検討することも重要」というご意見でございます。

こちらにつきましては、佐倉市全体の取組みとなるものでございます。こちらは、「環境基本計画」及び「地域推進計画」と整合性をとりながら、関係部署と検討してまいりたいと思っております。

次に、委員からのご意見でございます。まず初めに、「平成23年度の数値が適正量と考えて良いのでしょうか?」というご意見でございます。

こちらにつきましては、平成23年度は震災直後でございます。計画停電の問題もございました。平成23年度は例外的であると考えております。しかしながら、職員の行動や施設の改修により結果的には平成23年度の水準に近い数値を目指すこととなります。

続いて、「排出量の99.7%が二酸化炭素であることを考慮すると、削減対象を二酸化炭素削減に特化するのは合理的であると思われる。」でございます。

こちらにつきましても、優先順位をつけまして二酸化炭素を中心に対応していくかと思います。

続いて、「両面コピー、集約コピー、裏面使用に当たっては、情報の漏えい、流失に細心の注意を払う必要がある。」でございます。

こちらの情報漏えいについては、あってはならないものです。法務部門や行政管理部門と連携し、職員に対して周知徹底をしていきたいと考えております。

続いて、「削減実現にまい進するあまり、行政サービス全体がいわば“内向き”傾向となり、モチベーションが低下、委縮してしまい、本末転倒とならないように留意する必要があるよう思う。」でございます。

こちらにつきましては、目標に向かって継続的に行動するためには、職員の意識を維持する必要があります。また、行政サービスの低下を招くことがあってはなりません。計画を実行する中で、職員からの取組提案制度や表彰制度などをつくることも考えられると思います。他市の状況を参考としながら、検討していきたいと思っております。なお、佐倉市所属表彰要綱というものがございまして、顕著な功績があるなどの理由によって、他の模範として推奨に値する所属を表彰するという制度がございますので、これを用いてながら職員のモチベーションを高めていきたいと思っております。

最後に、「携帯用の電子機器の持ち込み使用時に、組織・施設で充電することが許容あるいは默認されているのであろうか。もしそうであれば禁止すべきであり、そのことを広く周知すべきである。」でございます。

こちらにつきましては、施設管理部門に伝えまして、現状の把握と対応を検討するようお伝えしてまいりたいと思います。

【委員】

いちばん最後は、これから検討されるということですね。

【担当課】

ご意見を頂いた時点で、私どもこの状況について大変申し訳ないですか把握してございませんでした。まずは施設管理部門にこの状況を伝え、現状を把握しているか否か、対応を考えているかをお伝えしたいと思っております。

【委員】

モチベーションの低下ということを特に書いたのですが、これは民間の企業でも同じことをずっとやっていて、結果的にモチベーションが低下するということがあつたりする訳ですけれども、平成 21 年度から平成 22 年度に対して増加しているのは、猛暑日が非常に多かったためにエアコンの使用量が大きくなつたという先程のお話でしたね。そうしますと平成 22 年度から平成 23 年度まで激減しているのは震災による特異事項ということになりますが、結果的に平成 23 年度レベルに平成 29 年度を削減されるということは、特異状況を前提にして定めているのではないかという気がするのですけれども、その辺はどうなのですか。つまり猛暑日だとエアコンをたくさん使って電気使用量が上がるということが現実にある訳で、それを下げるためには東日本大震災のような特異状況において下がっているということであって、それを平成 29 年度の目標にする自体にそういう無理があるのではないかという気がします。その無理を実現するために照明を消したり間引いたりすることは、かなりシビアな状況ではないかという気がするのです。市役所の場合は市民サービスが非常に大きな問題なので、例えば市役所に入った時に真っ暗であった、或いは図書館であるとか老人ホームに行ったら真っ暗であったというような状況は、どうしても好ましいとは思えないのです。その辺については、どのようにお考えなのかをお伺いしたい。

【担当課】

確かに平成 23 年度は特異な状況にあったかと思うのですが、それに向けて職員でつめて対応できる部分となるべく消灯したり間引きをしたりして対応してきました。確かに厳しい条件であることは事実なのですけれど、このような計画を作るのには目標値が必要になるかと思うのです。目標値がないと、ひとつの責任がでてこないということで、では何を目標値にするかということで先程も説明いたしましたけれど、省エネ法の 1%ですね、下げるということで進む目標をとった訳で、結果として数字的には平成 23 年度的な数値におちています。

【委員】

目標値というのはターゲットであって、実際に実現するかどうかというのはまた別問題だという考え方があったのですか。実際にそういうのは書いてありますけれどね。

【担当課】

やはり、一つの目標がないとなかなか取り組んでいくのにも厳しい問題ですし、では何を目標にしたのかという話になりますと、やはり捉えるものがないとなかなか厳しいことになりますので、結果としてこの数字は確かに平成23年度ベースぐらいになってしまふかもしれません、そういう考え方で今回、入れております。以上です。

【委員】

何れにせよ、あまり無理をしない方がよいと思います。市民サービスを前提にして無理をするなということを強調したいと思います。民間の会社でも同じことをやっていまして、例えば鉛筆の芯を削る際には最後までつかえとか、散々やったのですが結果としてはあまり思わしくないです。そういう二の舞を踏まないようにぜひやっていただきたい。目標値の数値だけターゲットにするのはかまわないのですけれども、それ以前にもっと重要な事は沢山あるのではないかという気が、この資料を読ませていただいたもので、このようにコメントしたのですけれども、その辺をご配慮いただきたいと思います。

【会長】

では、担当課は説明を続けてください。

【担当課】

では、最後に 委員から頂いたご意見についてお答えいたします。 委員からは3つご意見を頂きました。

まず1つ目、「この実行計画案には都市ガスにともなう温室効果ガス排出については触れられていません。16.4%という数字が高いか低いかも含めて、本計画では都市ガスに伴う温室効果ガスの排出に触れる必要がない理由について述べていただくと良いと思います。」

こちらのお答えといたしましては、まず、優先順位として電力を挙げさせていただきました。都市ガスにつきましては、空調や学校給食の給湯、天然ガス自動車で使用されております。都市ガスからも二酸化炭素が発生することから、都市ガスにつきましても削減対象の一つとしていきたいと思っております。

次に2つ目、「具体的な取組事項が1%以上削減にどのように寄与するかを推定し、優先順位をつけて取り組むと排出量削減に向けた意識向上につながるのではないかと思います。」

こちらのお答えといたしましては、継続して取り組むべき計画でございますので、職員の意識低下を招かないようにしてまいりたいと思います。

最後、3つ目です。「削減目標の達成度合いを見積もる具体的方法についても本計画案で少し触れてても良いように思います。分かりやすい進捗状況の公表も大切だと思います。佐倉市ホームページや佐倉市環境白書での公表は、わかりやすい内容で行うことも大切かと思います。」

こちらは、公表につきまして当然、市民に理解しやすいように行ってまいりたいと思っております。達成度合いの見積もりにつきましては、職員に対する手順書、マニュアルを作成しまして、その中で示そうと考えております。

以上、頂いたご意見の回答を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただ今の意見、それに対する市当局の回答、更にここで何か意見がありましたらご発言お願いします。

【委員】

先程も言いましたけれど、委員ですら平成23年版の環境白書という字句が意見書にありますよね。これが今はその後2回も環境白書が発行されていることを今、聞いてびっくりしたのです。少なくとも市民目線にいる私たち公募委員には環境白書を送って欲しかったと思います。

【会長】

市に聞きますが、新しく作った環境白書はどこに配布しているのですか。

【事務局】

市の出張所等の出先機関や図書館、後は市政資料室に印刷したものを配架しておりますが、現在、印刷製本費を使って冊子にしておりませんので、市のホームページ上でカラーのPDFをダウンロードできるような形で公表させていただいております。また、過去の環境白書も見られるようなホームページの構成になっております。

【委員】

ようするに自宅のパソコンで見られるということでしょう。これ270バイトぐらいありますよ。

【事務局】

印刷しないで見られるというエコな感じを実践させていただいております。

【会長】

少なくとも環境審議会の委員の皆様というのは、佐倉市の環境に対しては非常に深い関係を持っている訳で、同時に佐倉市の環境がどういうものか、どうであったかという実態を知らずして審議できるはずもない。ホームページに載せたのでご自由にご覧くださいではなくて、例えば何年版の何は、いつ、どこでという形を、少なくとも委員の皆様には知らしめる方向がやはり妥当だろうと思います。

【事務局】

委員からのご指摘がありましたことから、この場に最新版の環境白書を用意してございます。この場にて配布させていただいてもよろしいでしょうか。

【会長】

終了後に配布してください。その他に何かございますか。

【委員】

目標値が5年間で1%の削減というのは市民感情としてやけに低いような感じを受けました。市の職員が皆さんで努力していただくのでしょうかけれども、あまり努力しなくても5年間で1%ですから。既にやったと言えばそれまでなのですけれども、力が入らないのではないかという気がしました。

もう一つは換算に入っているのかはわからないのですが、例えば原発が稼働したとすると、削減はほとんど電気なのですから、すぐに効いてくるのではないかという感じを受けたのです。政府としては原発を動かすような雰囲気があり、5年間のうちにほぼ動かすのではないかという感じがしています。その辺は計算に反映されているのですか？

【担当課】

原発稼働については、この計算の中ではございません。あくまでも今、使われている電気使用量であるとか、ガスとか、それを換算した中での温室効果ガスを算出しておりますので、原発がどうなった時にエネルギーがどうなるかというところまでは見ていません。また、国もエネルギーの計画がまだはつきりとした方針が出されていないということがありますかと思います。

【委員】

ということは、原発が動いたら変わるということなのでしょうか。今、電気使用の係数が0.406 kg/kWh になっていますね。

【担当課】

それがどの程度、変わってくるかというのは、私どもの市レベルですとそういった技術的、数字的なものは、なかなか今の段階では算定できないです。

【委員】

原発は今までだと30%ぐらいの電力を賄っていましたね。それがもし原発を動かすような話がでてきたのなら、効果はかなり出てくるという気がするのです。そうすると、この1%削減はそんなに無理しなくてもできてしまうのではないかと思います。市民が庁舎に来て節電で真っ暗というもの確かに問題です。予算の問題などもありますが、5年間で照明や冷暖房を自動のものや省エネのものにどんどん変えていくという方法があると思います。

【担当課】

この計画は、社会情勢や自然環境が大きく変動した場合、見直しをかける考え方を持っておりまして、極端な場合は先程のPDCAをまわしながら見直しかける中でも優先して考えていくことになるかと思います。

【委員】

取組みの中で、志津の公民館を建て直す際の設計というのは、既に終わっているのですか？

【担当課】

仮称志津公民館と複合施設につきましては、事業の実施年度が平成26年度から平成27年度となっております。大まかな計画については太陽光発電設備を付け、地中熱を利用した設備をつけるとしております。どこまでこの計画、設計が進んでいるのか、生活環境課でお答えすることができませんので、追って資産管理経営室に問い合わせをしましてお答えいたします。

【委員】

まだ入る余地があるのでしたら、佐倉市のモデル庁舎、或いは全国のモデルになるようになります。予算もありますが、それぐらいの意気込みで取り組んでいただきたい。

【担当課】

モデルとなりますと、地中熱を利用した空調設備につきましては、聞くところによりますとかなり先進的な取組みであると思っております。こちらも省エネ設備でございますので、この点を見ますと決して佐倉市は遅れているものではなく、先進的な事例であると思っております。

【委員】

今、地中熱の利用の話が出ましたけれど、佐倉市では地中熱の利用は、どの程度普及しているのですか？

【担当課】

今回、初めてと聞いております。

【会長】

委員から意見書が出ておりませんが、この場で何かありましたらお願ひします。

【委員】

1%の削減で、このように取組んでいることに対して、先程、 委員や 委員がおっしゃったように電気類を外して市の表玄関が暗いと。やはりそれが省エネにだけ使うのではなくて、もっと削減するところがあるのではないかという感じがします。やはり、表玄関が暗いと、お客様を受け入れるときに、ここが本庁なのかとか思いますので、もう少し見直していただいて利用できるところが削減できればと思います。

【担当課】

確かに市民の方がお見えになるところが暗いというのは、あまり好ましくないものですから、そのような業務をするところは基本的には消灯しない形で行います。あと、財政的な部分もありますが、LED化するとか、高効率化するとかというのは、予算はどうしても

高くなりますがワット数を下げることができますので、そういうところも配慮していかなくてはならないと思います。あとは大きな部分は電気ということになりますので、今の施設自体が古くなってきておりますので、それを変えることによってどの程度改善するのか、そういう部分を考えていかなければならぬので、関係部署とも調整しながら取組んでいきたいと思います。

【会長】

担当課にお願いがあるのですけれど、温暖化の問題に対してCO₂を下げようと、何次方程式で解いて削減という答えが出るのだけれども、あまり物理的なものの削減ではなくて、メンタル面をもう少し重要視すべきではないかと思います。私もかつての職場の中でISOを取りるためにいろいろなことをやったのですが、最終的には放棄しました。やはり、そこに働く人たちのメンタル的なものが非常に沈んでしまうのです。真っ暗な事務所で昼食をとり、トイレも真っ暗では、人間として、生活として必要な部分は取り残すという感じにしていただければと思っております。今の時代だからこのような形で細々と書きましたけれど、では、我々の小さいころはどうであったかというと、このようなことは当然にやっている訳で、このような生活をしても何も不満はなかった訳です。そこに帰れば良いことなのです。それを強いてやらなければならなくなってくる訳で、かなり贅沢な話だという感じもするのですけれども、そこは職員の皆さんに十分に啓発してもらえばなと思っております。

【委員】

この素案を全部読ませていただき、だいたい全部網羅されていると感じました。私たちも商工会議所の女性会で、3.11の後に、かなり厳しい電力の締め付けがありましたので、私たち女性が気を付けて実現することもたくさんあるので、それについて勉強をしました。その時に15%を目標にやりましょうということで、試しにやってみたのです。毎月の電力の請求書に必ず前年度の同じ時期の数字が入っているので、それを見ながら15%というのは、どの程度削減すれば良いのか確認してみたら、結局はこまめにコンセントを抜くとか、夏場の冷房の温度を少し上げるであるとかをやってみたところ、15%が達成できたのです。けれども、先ほど 委員がおっしゃいましたように、ここは公共の場であるということは、つまり市民サービスという部分も多いので、そのような急激な削減というのは長続きもしません。ここで心配であったお年寄りの利用される施設などについては、後段にきちんと考慮されていて、施設長の許可を得てこの限りではないというようなことが記載されておりましたので、これは目標の中で柔軟に対応していただけるのではないかという印象を受けました。ただ、意識しているのをしていないのとでは達成度として違うと思います。やはり個人の住宅ではないので市民サービスというところの目的が第一にありますので、無理のないところで実施していただき、無駄を省いて市民と職員の相互理解のもとにできたらば、法的に義務付けられているのは1%なので、これは当然にクリアしたいのですけれど、そこに更に努力目標を重ねていけば、そんなに無理をしなくてもできることかなと感じております。

【委員】

この目標 1%という話を全面的に出すのですか？それ以外の事がたくさんある訳ですね。この 1%と関係なくいろいろなことをやっていますね。それをどう表現するかということです。1%をやるためにこれを作っているような感じを受けるのです。1%以外にも目標が必要なのかなという感じがしました。ただ、細かいから何をどう目標にするかというと難しいのですけれど。1%はハッキリ分かります。市民感情から見ると目標は、5年間で1%削減が目立ちます。もう少し上手な表現がないのかなと思います。

【担当課】

確かに 1%は数値的には低いように感じます。

【委員】

5年間ですからね。

【担当課】

本計画では、今ある地域推進計画との整合性を図るために平成 29 年度までの 4 年間計画としています。この目標値が低いのですけれども、ではどうしてかということを 3 ページの本市の取組状況ということで、ここまで取組んできましたということを表現させていただいています。それで具体的な取組み方を資料として 23 ページから 28 ページの間で具体的にここまで努力していますという状況を載せさせていただいております。

【委員】

数値を出さないと目標にならないですからね。

【担当課】

例えば前年度比で何年度からみてというような言葉で表現したいのですが、そうすると具体的にどうなのかが見えていないのではないかというご指摘をいただくような形になります。

【委員】

それは仕方がないと思います。先程、市長が言われた佐倉市としての方針を報告しなければないという義務があるのでから、零コンマ零々いくつまでの合算で、100%、1%にもって行った数字がある以上、これを確認する訳です。これをとやかく言ったら零コンマいくつがおかしいとか言うのではなくて、省エネ法に基づく 1%の削減を努力目標にどう実行していくか。それを一つひとつ合わせたら零コンマ零々々いくつを全部合算して、100%、1%に設けたというのは数字の綾かもしませんけど理解はできます。でないと 15%と言われたら来年度をどうするかということになってしまいますね。来年更に 15%と言わされたら 6 年間で 0 になってしまいますから。だからそれはもう 1%も大変な数字だと思います。

【副会長】

先程、会長からメンタルの問題のご指摘がありましたけれど、私の勤めている大学でも空調の温度を一か所で設定しているので、寒くなても温度設定を上げられず、下げることもできない状況でやっておりまして、冬の始まりには学生が文句を言っていました。冬の始まりは体が慣れていないので同じ温度でも寒く感じますね。この場合にも、そういう所は温度設定を暖かめにするとか、時期によって柔軟に対応するとよいです。先程の委員からのお話にもありましたが、同じ室内でも風が出入りするような所は、少し温度を上げておくとか、どこでも一律ではなくてそういう細やかな配慮ができると良いのではないかと思います。

【担当課】

市役所1号館の空調につきましては、1、2、3階と4、5、6階をまとめて冷暖房の制御を行う設備となっておりまして、現在の設備では細やかな対応が難しい状況です。特に1、2階につきましては、ガラス張りで吹き抜けになっていることから、冬場ですと2階に吹出口があるため、そこはとても暑く、1階の出入口はとても寒いということで、今の設備の状況ですと細やかな対応ができず、市民の方にご迷惑をおかけしているのが現状でございます。

【委員】

直接は関係ないのかもしれません、防犯と安全についても、ぜひ配慮していただきたいです。特に佐倉市の場合は犯罪行為が結構あります、節電等をするときに市民の防犯であるとか安全であるとか、防犯カメラ等も含めて考慮していただきたいと思います。

【担当課】

これについては、施設の関係等がございますので、基本的にはご利用される市民の方がいらっしゃる所は消灯等で暗くするような考えは取っておりません。あくまでも職員のいるところとなります。防犯上の装置、設備のからみになりますと、内部の施設部門との関係がありますので、そう言ったご意見があるということでお話をさせていただきます。

【委員】

去年、1号館の冷房が壊れました際に、私は別の公募委員をやっているので、汗を拭きながら会議をやった記憶があるのですが、このビルは黒川紀章先生が造られた船型のビルで、窓が開かないで、空気が取り入れられないという構造なので、これは余談ですが、ほんとうに暑い時期は大変だと思います。

【会長】

担当課に確認しますが、佐倉市の1号館の耐久年数は超えているのですか？それともまだまだあるのですか？それを頭に描いて補修や修理をしていかなかつたらペイしないのではないかでしょうか？

【担当課】

建築したのが昭和46年であり、鉄筋コンクリートの耐久年数が50年から60年と言われていますから、60年とすればまだあるのであろうという気がしますが、耐震性等の改修工事を実施しており、強度等は担当する資産管理経営室がみているため、大丈夫だと思いますけれども、確かに施設的には外からの様子はかなりきいていますし、先程の機能的な部分も非常に厳しく思われているところもあり、これは財政的なものであるとか、いろいろ大きな話になってくると思います。

【会長】

どうしてそれを聞いたかと言いますと、例えば照明にLEDを採用するとして庁舎を全てLEDにした場合における費用が何年後にペイするのかと庁舎の耐久年数を秤にかけてやらなかつたら二重の損な訳です。そこらをある程度、頭に描きながら改修すべきところ、採用すべきところを考えていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

【委員】

目標値があって、そして市民が満足できるような内容で進めていかなければいけないという立場があるのかなど。PDCAのサイクルで進めるということが書かれているのですが、このチェックの部分を内部だけではなく、どう外向けにチェックをしていくのかという当たりをお考えいただいたほうが良いと感じました。あと、参考資料に白井小学校が抜けているので入れていただきたい。

【担当課】

この計画は、市役所の内部計画であるため、それについての点検・チェックをどうするかということで、配布資料の28ページに推進体制ということで、推進本部と実行部門がございまして、実行部門については具体的にどういうこと取組んだであるとか、半年に1回エコ推進委員が整理してマニュアルに基づいてチェックをし、それを事務局である生活環境課に提出して、それを整理して推進管理責任者である環境部長、副市長、市長と上げていきます。そうした中で、職員の配慮、意識したものと、具体的なデータとして設備ごとの電気使用量とかガソリンがどう使われたであるとかを入力した中で、そのデータから換算してどうなったかを整理して年に1回あげていき、目標値に向かってどう取組みが動いているのかとか、そういうものについて見直しをかけながら進捗管理をしていくシステムです。マニュアルと実行部門の具体的にすることが、ここにないものでわかりにくいということで申し訳なかったのですが、この体制でチェックしながらやっていこうと考えております。

【委員】

数値の面からのチェックという形ですか？

【担当課】

資料の4ページの表1で平成24年度の温室効果ガス排出量ということで、CO₂に絞り込んでおりますので、この中でガソリンや灯油等の内訳を入力することによって温室効果ガスの量がでますので、数値的にはこのような形になります。あとは、職員の意識について

は取組み項目ということで、マニュアルの中で何を取り組んだ、どういう状況かとかを整理した中で、両方合わせた形でのどう進捗しているかということをチェックしていきたいと考えています。

【委員】

先程から、市民のサービスとかいう立場もあったものですから、そういったところからのチェックが欲しいと思い、意見を述べさせていただきました。結構です。

【担当課】

外部的からのチェックということが、この中には無かったです。

【会長】

私自身、あちこちの委員会に行きますが、あたかもこのPDCAサイクルは流行言葉みたいな感じでして、一番抜けているのはCなのです。この点検評価というものは、皆の目に触れなかつたら、ほんとうに何をやっているのかどうかということがわからないのです。例えば点検のマニュアルがあるとおっしゃっていますが、そういうものはどういうものなのかということを市としてオープンにされているのですか？

【担当課】

手順書については、これから作成していきます。これについては、今後、計画が実行し、公表するという段階になれば、こういうチェックをして、こういう結果になりましたという形で公表していきたいと思っております。

【会長】

これから作るのですか？

【担当課】

チェックリストの形はできているのですが、細かいことについてはまだ整合性が至らないところがあるため、年度内には作成し、平成26年度には計画の実行と共に完成させて、それを基に計画を実行していきたいと思っております。

【会長】

1年間に1%削減しようという目標は良いのですけれど、その1%の目標のために何をしなければならないとチェックするものは無いのですか？

チェックするものを後に作るのではおかしいのではないかでしょうか。チェックする項目が最初にあって、それで1%が達成できるかどうかの話になって筋が通るのですが、今の話を聞いていると、実は違う検討をしているのではないかという感じがするのです。

【担当課】

目的的にどこまで取り入れるかどうかを、内部で職員の意識調査を50項目でチェックしたのです。意識的にはだいたい70%台に入っているのですが、それをもっと上げようかということで、ではどういった項目をもう少しするかということを、詰めている段階ですの

で、具体的にもう少し項目的なものを確認とれれば、できる状態にはなっておりま

【会長】

わかりました。早急に進めてください。他の委員はございませんか。

【委員】

今の話の続きなのですけれど、28ページの参考資料5。ここで、チェックの話がでましたけれども、私もメモにはこれが一番難しいであろうと書いてあります。これから各部門で細かくそれぞれ項目を出してきて進捗管理をする訳ですね。それを持ってどこまで進んだかを年に2回実施していくということになるのであろうと思うのですが、その時に、実際に実行できなかつたりした時に、厳しくできるかどうかというところが問題だと。私も仕事をしていた時に、それが一番難しいです。皆さん顔を知っている人たちばかりが集まってきてやるのですから、それをどうやってチェックするかというのが、やはり一番難しいのではないかと思います。28ページの体制としては、あまりにもオーソドックスです。エコ推進委員という方と推進本部事務局の生活環境課が、結局やらなくてはならなくなるのではないかという感じを受けたのです。ここに全部、負荷がかかると。ここがなし崩しにならぬようにするための組織が必要なのではないかという感じがしました。例えば、極端な話ですか外部の人にチェックさせるとか、全く顔の知らない人が年に2回のチェックの時に厳しく言ってもらうとか、そのような感じが必要かなと思いました。会長からのお話をありましたけど、チェックはやりにくいですから甘くなるのです。

【担当課】

チェックは非常に厳しいと思うのです。やはり2回かけるところもありますので。ただ、この体制として、所属の中でエコ推進委員が中心になって、職員に周知すると同時に所属長が責任を持って管理してもらうという所属長チェックのところも、ある意味しているのですけれど、最終的に推進本部長を一人にしたということは、やはり市長判断で最終的には見直しの指示が出せるような体制ということで、このような推進体制を設けさせていただきました。なるべくチェックができて、進捗できるような体制をということで、今の段階での考え方でございます。

【委員】

私が甘いのかもしれません、あまりチェックに重きを置くと監視されているという感じになると思います。ここに具体的な取組みとして、庁舎や施設におけるエネルギー使用量の削減であるとか、省資源の推進に関する取組みであるとか、いろいろ書いてありますが、これらはそんなに難しいものではないような気がします。これらは企業でもやっていますし、日頃から皆さんが気にかけてやつていらっしゃることですよね。だから、ある程度、チェックも必要なだけれども、もっと皆さんの自主的にしようという気持ちを大事にして、あまりチェック、チェックというのはいかがなものかと。気持ちでモチベーションは上がっていくものなので。私たちの女性会ではありませんが、それでも十分にパワーを発揮できています。そういう意味ではあまりチェックに重点を置かずに、おおらかな中でやっていただければと思います。

【委員】

エコ推進委員は各部に一人ずつ定めて、その方がウォッチしながらおかしいところなどを指摘したりするのでしょう。だから、内部チェックというのは行き過ぎで、そう言つては悪いのですけれど、民間の企業などでも外部チェックが入ると、途端に萎縮してしまうのです。それで、効果的には逆効果なのです。だから、例えば部に一人、推進委員がいて、その人が責任をもってチェックするという体制が大事なのであって、それを皆さんがあういう意識を共有とするということで、当面、十分ではないかと思うのです。私の民間企業の経験からすると、それがベストとは言わないけれど、そういう形でやるのが良いと思います。そうしないと、それを推進するために皆が本末転倒になってしまふという感じが非常にあります。

【委員】

エコ推進委員に選ばれた方は、各部門内で仕事の評価の対象になるのですか？

【担当課】

そこまでは、ちょっと考慮していませんでした。

【委員】

これは、モチベーションを上げると言いますか、何もないんであれば、皆、自分の仕事は一生懸命やるのです。いろいろなものを作つても、それが何の評価にもならないというのは、この人たちにとっては仕事になつてゐるのにもかかわらず、評価の対象になつていないと、これは力が入らないですね。

【委員】

その人の、推進委員の仕事な訳でしょう。

【担当課】

そうですね。組織的な中の一つになります。

【委員】

そういう意味であれば、推進委員の仕事をきちんと推進しているかどうかという評価の対象に当然になるのでしょう。

【担当課】

目的的にというよりは、きちんとやつてゐるかどうかというのは判断の一つにはなります。

【委員】

それで十分だと私は思います。

【担当課】

先程、委員から頂いたご意見でもお答えいたしましたとおり、佐倉市所属表彰要綱というものがございまして、ここで、例えば環境に対する取組みが優れているとか、そのような功績があった所属に対して表彰するということもできるかと思います。

【委員】

バックアップの意味で、それはそれで良いと思います。

【担当課】

もう一点ですが、チェック、チェックという意識というよりも、年に2回のチェックと、あとデータ的に入れた数値的なデータということで1回ということで、なるべく皆さんがある程度やり易い形の中で、どう捉えていくかという所を考えて少なくしている所もございます。

【部長】

皆様のいろいろな意見を聞いて、大変参考になりました。以前、私はISOの推進をやっておりまして、東京に研修に行っていろいろなことをやったのですが、最終的には結構負担になってきました、最終的には環境部門が全部を担ってやっていたのです。やはり、立派な計画は確かに良いのですけれど、あまり計画のハードルが高すぎると、今度は職員についていけなくなりまして、やはり、一つひとつ計画を達成というか、そういうものを味わっていかないと、あまりにも無理をしすぎると難しいのかなと思います。やはり少しづつ継続をしてやっていくのが実績を上げる方法なのかなと、いろいろお話を伺いながら聞いていました。歩みは遅いかもしれません、これまでも結構やってきたのも事実で、行政改革にしても佐倉市はそれなりに職員の削減も相当やってきましたし、私も行革担当でやってきましたので。ただ、今回は職員が常日頃から継続してできるような方法を取り入れつつやっていきたいと考えておりますので、また、いろいろな機会にご意見をいただければありがとうございます。以上でございます。

【委員】

ISOの場合は、専任の担当者がいないとできないのですが、今回の場合の環境の問題というのは、職員全員の意思の問題だと思います。だから基本的にそこそこちらは違うので、このためにISOみたいな専任の職員を設けてやる話ではないと思うのです。そういう意味では、皆の意識が省エネ意識になっていくような施策をしていかないといけないと思います。

【会長】

チェックという言葉は、一人ひとりによって取り方が違うと思います。チェックという悪い方向の概念で捉えがちですね。それであるならばestimate(エスティメイト)という言葉もあるであろうし、聞く人にとってはチェックというのは嫌な言葉かなと、私は嫌でもなし、通常に使っているし、ギスギスすることでもないです。ここでの話は、個人々で随分と違ってくると思いますが、ここで止めたいと思います。あと、それ以外に何かありますか？

【委員】

私たち公募の市民委員は今日が最後だと思うのです。結局2年間で2回で、1回目が委嘱状交付とかであって、本来の環境である印旛沼であるとか、竹林をどうするのかとか、そういうことの話し合いを期待していたのですが、本当の環境審議というものは環境をどうするのか、佐倉市をどうするのかということの根幹だとおもっていたのですが、今日は市役所の事業の討論で終わってしまったけれども、ほんとうは印旛沼をきれいにしたいとか、そういうことを話し合うと期待していたのですが、ほんとうに長い間ですが2回しかやつていない会議で、ありがとうございましたと言いたいぐらいです。

【委員】

その点は私も賛成で、せっかく審議会でそうそうたるメンバーが審議会の委員になられていて、審議会を設けられているのですから、もう少し定期的にでも頻繁に審議会を開かれたほうが良いと思います。これで2回目ですね、たった2回でいろいろな意見を徴するというのは無理で、形だけになってしまいますから、審議会を設けている以上、良い意味で利用されるほうが市役所にとっても行政の面で非常にメリットがあるのではないかと思います。そういう意味で不満が残ります。

【委員】

違う会議は12回開催し、最後は市長、副市長も交えて慰労会をしていただいたのです。その委員の仲間も2次会、3次会と、喧々囂々と話し合って仲良くなつて、解散後も会おうということで終わった会もあるのです。諮問がないから会が開けないこともあると思いますが、そういうのではなくて、通常の環境をどう考えるかということを、識見委員の方々と公募市民がうつたえるということの会がやって欲しかったと、つくづく思います。

【会長】

ここで言う環境審議会とは市長の諮問機関で、今みたいな形でフリーに佐倉市の環境をどうあるべきかとう話の場というのは、この審議会とは別の組織を作らなければなりません。少なくともこの環境審議会では、今の段階においては蕨市長の諮問機関ですから、蕨市長から諮問がないかぎりでは、我々は答申することはない訳です。そのように理解をしていただいて、今、委員が言うような市民レベルの段階でいろいろな佐倉の環境を考えようというならば、そういう提案を環境部にもつていき、それでどうしたらよいかを考えていただければと思います。

【会長】

他にございませんか。

【委員】

携帯であるとか、SNSの充電の問題はぜひ解明してください。

【会長】

それでは、以上をもちまして、終了したいと思います。

ただ、委員の皆様から出された意見に対して、しっかりと考えてやつていただければと思います。この報告会に対する意見は、ある面については出尽くしたと思います。これを遵守しながら更にこれを付け加え、良いものを作り上げて、後々に評価をいただけるよう着手していただければと思います。

では、これをもちまして、進行の任を解かせていただきます。

6 閉会

【司会（事務局）】

ありがとうございました。

これをもちまして、平成25年度第1回佐倉市環境審議会を、終了いたします。
おつかれさまでした。

【環境白書 平成25年版 第36号を配布】

本会議を実証し、下記のとおり署名捺印する。

平成 26 年 2 月 21 日

会長

氏名 [REDACTED]

平成 26 年 2 月 21 日

会議録署名人

氏名 [REDACTED]

平成 26 年 2 月 21 日

会議録署名人

氏名 [REDACTED]